

## 「まちとくらしのイノベーション事業化プロジェクト」

### 申請に関する同意書

まちとくらしのイノベーション事業化プロジェクト事務局が募集する入居申請(以下「提案」という。)に関して、下記の事項に該当した場合、別途提出した「参加申請書」が無効となること、又は実証に協力する事業者等(以下「実証協力者」という。)との協定書締結後に実施する実証等が実施できないことについて、予め同意いたします。

#### 記

1. 申請の内容の審査が終了する前に事務局の了承なく実証協力者に連絡を行ったとき。
2. 実証等の実施内容が申請の内容と著しく異なっているとき。
3. 実証協力者から実証等の中止について申し立てがあったとき。
4. 実証協力者等の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
5. 所属する法人等が破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき。
6. 申請を行う企業、団体または部署としての承認がないと判断されたとき。
7. 事務局から連絡を取ることができなくなったとき。
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいると認められたとき。
9. 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
10. 関係法令の違反その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき、その他実証等の実施、又は継続が適切でないと判断する事実が判明したとき。